

建築基準法に基づく定期報告の提出方法

1 報告書の提出方法

建築基準法第 12 条に基づく特定建築物定期調査報告、建築設備定期検査報告、防火設備定期検査報告並びに同報告に係る改善計画書、改善完了報告書については、電子メールによる提出をお願いします。

2 電子メールによる報告書の提出及び結果通知・副本の送付

- 受付日は、17 時までにメール受信されたものは当日が受付日となり、17 時以降にメール受信されたものは翌営業日が受付日となります。
- 特定建築物定期調査報告、建築設備定期検査報告、防火設備定期検査報告並びに同報告に係る改善計画書、改善完了報告書は電子データ（PDF）としてください。
- 電子データ（PDF）は、正本分の 1 部のみ添付して下さい。なお、メール添付の容量制限は、10MB までとなります。10MB を超える場合は、事前に建築指導課までお問い合わせください。
- 内容を審査完了後、報告書等の第一面に受付印・受付番号等を押印した電子データ（PDF）を申請時に指定されたメールアドレスへ送信します。また、調査結果に要是正に該当する項目があった場合は、第一面の電子データ（PDF）と併せて審査結果の電子データ（PDF）を送信します。

3 電子メールによる報告時に必要な情報

1. 件名に「【定期報告（建築物・建築設備・防火設備）】調査対象の建築物の名称」を記入
2. メール本文に、報告する建物の名称、所在地
3. メール本文に、申請後、修正の依頼や審査完了等のお知らせ及び第一面の電子データ、審査結果通知書データを受け取る担当者の会社名、名前、メールアドレス、電話番号

4 Q&A

Q.電子メールによる報告書の提出のメリットは？

24 時間受付可能である為、窓口時間を気にせず申請できます。また、来庁が不要であり、提出のために報告書を印刷する必要もありません。

Q.なぜ電子メールによる報告としたのか。

所有者・管理者の方や調査者の方の利便性の向上のため、電子メールによる報告の受付を行うことと致しました。

Q.窓口や郵送での受付・返却は行ってもらえるか？

しばらくは従前のおり対応いたしますが、電子メールによる手続きをお願いします。

Q.電子メールによる報告の場合、副本はどうなるのか？

受付印・受付番号等を押印した報告書の第一面のみの電子データ（PDF）を申請時に指定されたメールアドレスへ送信します。必要に応じて印刷し、副本としてください。

Q.電子メールによる受付時間は？

24 時間受付を行います。なお、17 時以降にメール受信されたものは翌営業日が受付日となります。